

いのちと健康

ニュース

No. 113

1997年 9月24日

愛知働くもののいのちと健康を守るセンター
名古屋市熱田区沢下町9番3号労働会館本館
3F306号電話・FAX052-883-6966

編集発行責任者 佐々木 昭三

いのちと健康を守る共同のとりくみを大きく広く—第7期総会の報告

7月26日(土)台風接近の悪天候のなか、第7期総会を足もとの悪いなか23団体・51名の参加による積極的な論議で成功させました。

総会は、司会の森下理事(自治労連)の開会あいさつを受け、神藤理事(国労)を議長に選出し、議長のあいさつの後、理事会を代表して、山田理事長がこの一年の活動の到達と第7期に向けての展望のあいさつがされました。

佐々木事務局長が総会議案(第6期のまとめと第7期の方針と役員・申し合わせ事項は次頁から掲載)の一括報告・提案を行いました。続いて、宮崎理事・監事(健康研・愛高教)から財政監査報告がされました。この後に、センターに寄付(単一協議会増資協力に活用)をされた原田理事に対して、山田理事長から感謝状が送られました。

討論は、18名の参加者(12参加団体)から活発な活動報告・議論がされました。主な発言は以下のとおりです。

福祉保育労(労災認定闘争と今後の予防・労安活動)、健康と家庭を守る会・住軽金(団体生命保険の裁判と開示要求のとりくみと命と健康を守る出向裁判)全港湾・港地区労(港3大人権裁判と地域で共同した運動)、南医療生協労組(職場の健康実態と労安活動の本格的活動)、サンソー港運労組(職場実態と進んだ労安活動のとりくみ)、医労連(健康実態アンケートの結果と今後の課題)、名高教(労安活動の今後の前進のための課題)、愛高教(労安活動の現状と今後のとりくみ)、名水労(松川労災の今日的まとめと労安活動の前進)、港職労(センター参加と職場と港での取り組み)、家族の会(全員のあいさつととりくみの現状と協力要請)などです。

総会の文化行事として大野理事(愛高教)がシャンソン2曲、幸島さん(近藤裁判を支援する会)が創作曲2曲のすばらしい歌唱を聞かせてくれました。川柳発表は働くものの共感を呼んだものをまとめて佐々木事務局長が紹介しました。

この後、討論まとめ・補足を佐々木事務局長が行い、全員賛成の拍手で議案の採決を行いました。そして、役員選出と承認をおこない、新役員紹介の後、代表して田淵副理事長(民医連)から、全国センター結成に向けての協力・共同の発展と医師としての今後の期待についてのあいさつがされました。最後に、加藤副理事長(愛労連副議長)閉会のあいさつで終了しました。

職場を基礎にした労働安全衛生活動と地域でのいのちと健康を守る共同を大きく広げることを確認しあった総会でした。

愛知働くものの健康センター 第6期事業・活動のまとめと 第7期事業・活動方針

97.7.26 総会

愛知働くものの健康センターは、第5期活動・事業計画（95.7）を今後の「中期事業・活動計画」（95～97）として位置づけ、「愛知健康センターの事業内容構想」（92.8）と合わせて、事業・活動方針の基本として活動をすすめてきました。この観点から、議案書の柱だてを「中期事業・活動計画」におき、第6期の活動のまとめと第7期の事業・活動方針をあわせて提起します。

深刻な構造不況が続くなかで、政府・財界のアメリカと大企業本位の構造改革・「六大改革」によって、民間職場のリストラ「合理化」、公務職場の自治体リストラ、定員削減で、大規模な人減らしがすすむなか、過密労働の強化、サービス・ただ働き労働などによる長時間労働、変形労働・裁量（みなし）労働の導入、夜勤・変則交替勤務の拡大、出向・配転、過大なノルマなどで精神疾患など働くものの心身への健康破壊が広がりすすんでいます。女子保護規定の撤廃や労働法制の改悪への攻撃もはげしくなっています。

いま、働くものが健康で人間らしく生き働くために、いのちと健康を守ることは憲法で保障された基本的人権であり、それは企業・当局・使用者に労働基準法・労働安全衛生法で課せられた責任と義務なのです。これをしっかり守らせ、労働条件の改善と快適な人間らしく働ける職場条件をつくるために労働者・労働組合の労働安全衛生の活動が決定的に重要です。また、長時間・過密労働、夜勤、変形・不規則・変則交替勤務を規制していくためには労働基準法・労働安全衛生法の抜本改正、解雇規制法、夜勤規制法などの法的規制が必要です。

愛知働くものの健康センターは設立7年目を迎え、これまでの活動経験をふまえて、参加団体・個人とさらに協力・共同するみなさんと一緒にいのちと健康を守り、前進させていくとくみをすすめてきています。

働くもののいのちと健康を守るセンター活動の発展の土台は参加団体の愛労連と愛労連参加の労働組合、愛労連と共同する労働組合および中立系の労働組合、連合傘下の労働組合・労働者、中小業者の活動です。さらに、私たちの活動の視点を未組織中小零細企業労働者においてゆきます。

- 1、労働基準法・労働安全衛生法を基礎とした職場の安全衛生活動の発展と地域でのいのちと健康を守るとりくみ

いままで、センター参加団体の労働安全衛生活動では、名水労、名高教、豊橋市職労などの先進的な活動や、センター設立以来、愛高教、名勤生協労組などの着実な活動の前進があり、また、民間中小では、JM IU川本労組、全国一般あいちアクリル分会、サンソー港運労組などの活発な活動が展開され、それに、民間大企業でも住軽金などの健康と家庭を守る会などの創造的な活動があります。

第6期では、センターとして、名古屋市職労、瀬戸市職労、豊橋労安委員会、南医療生協、名高教、生協労連、自治労連や県外労働組合などの労働安全衛生活動の講師や活動協力をすすめてきました。また、愛労連交運部会の労働と健康アンケート調査や分析・まとめに協力してきました。

それに、理事会で「労働安全衛生活動実践マニュアルづくり」の専門委員会を発足させ、検討会をはじめ、第7期には本格的に活動をはじめます。そこでは、愛労連参加労組の労働安全衛生活動の状況をふまえ、進んだ活動経験をもつ、名水労、愛高教、名高教の最近のすぐれた活動とすでに刊行されている書籍、テキスト、ハンドブック、パンフの検討などの意見交換とセンターとしてどのようなものを作成していくかを論議しはじめています。

労働安全衛生活動は、労働組合や職場の実際では、とてもすすんだところと私たちはあっても活動がされていないところとさまざまです。また、たたかう労働組合が職場の主導権をにぎっているところ、労働組合が分裂していて少数派でがんばっているところ、連合職場で努力しているところ、労働組合がないところ、50人以下の小零細企業などとそれぞれの活動上の工夫が大いに必要です。それに、公務（国公、自治体、教員）と民間やそれぞれの産業別の違いなどを考慮する必要があります。

そこで、これらの条件を配慮しながら、当面共通して活用できる簡単な労働安全衛生活動の実践マニュアルをパンフとしてつくる。安全パトロールや衛生管理者の職場巡視、産業医の職場巡視の項目や労働安全衛生活動の点検項目を作成する。進んだ活動経験を整理して全体でそれを生かし活用できるものをつくることを検討しています。。

第7期は愛労連とも共同して、こうしたマニュアルづくりと合わせて職場の労働安全衛生活動をセンターの活動の重要な柱にしていきます。当面センター参加の労働者・労働組合の安全衛生活動を活発にしていくために、理事会はこの専門委員会と共同して、産業・業種別、地域別に、組織的な計画をもち、学習会の計画、活動経験の交流、安全衛生活動の援助をしていきます。参加の労働者・労働組合のすべてが職場の労働安全衛生活動の活動計画と担い手・活動家を養成・育成するための計画をもつよう努力します。

また、職場での労働安全衛生活動の位置づけと労働安全衛生委員の養成、安全管理者・衛生管理者の資格者の養成を検討します。

地域でのいのちと健康を守る運動は、一宮地域での鈴木過労死裁判を支援する会の運動の前進や名古屋港地域での「みなと人権3裁判」（全港湾・病気理由の不当解雇浅井裁判、住軽金・同意のない出向無効鈴木裁判、保険金は遺族のもの団体生命保険近藤裁判）の共同の広がりや名港労協との懇談を機会に港地域の労働安全衛生活動のとりくみをはじめの準備などがすすみました。

また、西三河ではトヨタ・シンポやトヨタ総行動で夜勤と健康や連続2交代での健康と家庭生活の問題で論議と要求がつくられとりくみがすすみつつあります。

第7期は、こうしてすすんできた一宮（労働安全衛生学校）、名古屋港（「みなと人権3裁判」・希求座公演と集会、港見学と懇談）、西三河地域（連続2交代勤務の健康と生活問題）、東三河（労働講座での労働安全衛生法学習）などでのいのちと健康を守るとりくみを発展させることとさらに尾張、知多、他の名古屋地域でも地域労連や関係団体と共同して、その地域の要求と実情にあったとりくみをすすめることとします。

2、職場の労働安全衛生活動発展のための事業計画

第6期の活動では「労働安全衛生学校」と「職場の安全衛生活動見学・交流会」（川本製作所）が大きな柱でした。

職場・地域での安全衛生活動の実際の紹介と労安法の基本・改正労安法の活用を学び職場でいかすための「だれでも学べる労働安全衛生学校」を愛労連主催センター協力で11月30日～12月1日45人の参加で開催開催し、講演と活動経験に学び、じっくり交流し、楽しかったと参加者の感想が寄せられています。

これは、愛労連として初めての主催で、愛労連の運動の中に労働安全衛生活動、いのちと健康を守る運動を位置づけ、継続させてゆく決意も愛労連からだされました。

講演は、山田理事長から労働者のいのちと健康をまもる取り組みが生みだした労基法、労働安全衛生法、安全衛生委員会の任務と役割、大切な労働者の人間としての主張を柱に、運動の歴史的総括をしながら、今日の労安法の改正の内容と積極的活用の方向、労安活動を通じて労働条件改善や職場環境の快適化の運動の視点を話され、参加者に大きな感動を与え、職場活動の視点を深めました。

報告は、愛労連港運部会が「労働と健康・生活に関するアンケート」のまとめ、全国一般愛知アクリル分会の職場の労働安全衛生活動、JM IU川本製作所労組の職場の安全衛生委員会の活動、名水労の労働組合の職場健康づくり一名水労30年の実践、愛高教の労働安全衛生活動のとりくみ、全港湾の病気を理由とした解雇争議のたたかい、愛知いかだの職場の実情と安全衛生、中電での大企業でのいのちと健康を守る活動などすすんだ豊富な活動ないようでした。

愛労連とセンターと共同して2月に川本製作所とJM IU川本製作所労働組合

協力を得て、職場の安全衛生活動見学と交流会をおこないました。参加者は、山田理事長、事務局と全港湾、愛高教、毎日新聞労組、健康と家庭を守る会、名水労、名勤生協労組の10名で、CBC報道局が同行取材をしました。

最初に、川本製作所労安担当者からあいさつがあり、続いて企業の全体像が分かるビデオを見てから、工場見学を行いました。その後、担当者との懇談、労組との懇談をしました。参加者一同職場にしっかり根づいている労働安全衛生活動や職場環境・労働条件に多くを学び、山田理事長は労働衛生の立場から詳細なコメントをJMIU川本労組に伝えました。現場を直接見学しながら交流するこの企画は今後もさらに継続していくことを確認しました。

第7期も愛労連主催センター協力で参加規模も大きくして学習と交流が深まる「労働安全衛生学校」を秋に開催します。また、春に愛労連主催センター協力で労働安全衛生活動交流集会を開催して、秋の学校と春の交流集会を定着させてゆきます。

また、「職場の安全衛生活動見学・交流会」を愛労連と共同して、秋に今度は名古屋港で名港労協の協力をえて、企画します。

さらに、各参加団体の労働安全衛生活動の計画をすすめるために、医師・医学者、弁護士、専門家からの連携と協力もえながらすすめていけるようセンターで調整します。また、労働者・労働組合からの安全管理者・衛生管理者の資格を取得する講座の準備も検討してゆきます。

職場の労働安全衛生活動強化のために、新たに作成する「労働安全衛生活動実践マニュアル」やさまざまなテキストを普及し、学習・教育活動を広げます。

3、過労死をなくし、いのちと健康を守り、職場の労働安全衛生活動をすすめる学習・教育活動と活動家養成

第6期の労働安全活動をすすめる学習・教育活動と活動家養成の大きな中身はまず、「労働安全衛生学校」と「職場の安全衛生活動見学・交流会」でした。

計画をしていた地域を基本とした「いのちと健康大学」と「いのちと健康を守る学校」は共同する団体との準備の都合で第6期はできませんでした。

第7期は企画を継続している「いのちと健康大学」は、一宮地域で開講することと引き続き尾張地域、西三河地域、東三河地域、名古屋地域などの地域で開催できる準備をすすめます。内容や時期は地域労連・関係団体と協議をしてその地域の要求や課題と関連してすすめます。

「いのちと健康を守る学校」は、女子保護撤廃や女性の職場進出との関連で焦点になっている「働く女性健康問題」を愛労連婦人協や新婦人職場班、女性団体との共同で「産婦人科医師と労働者のトーク形式での学習」として準備してゆきます。そのために関係団体との懇談と交流をすすめてゆきます。

また、「いのちと健康」「労働安全衛生」の講座や学習会は愛労連や参加団体と共同で各団体の学習要求にあった内容ですすめていきます。また、愛労連と共同しておこなう学習講座は「メンタルヘルス」（精神的健康問題）と「改正労安法の活用」を開催時期を調整しながらおこないます。特に、「メンタルヘルス」問題は、国公、自治体、教員、大企業などの関係団体と共同してすすめます。

愛知で先進的な労働安全活動をつくりだしている名水労がその活動の契機となった松川労災認定のとりくみを今日の運動の到達から新たに検討をしています。今後の運動に生かすためにまとめの作業にセンターとしても協力してゆきます。

4、夜勤規制と過密労働規制のとりくみ

第6期は夜勤規制では医労連・全医労の長時間二交替夜勤導入反対や労働組合、連絡会などの共同した女子保護撤廃阻止の運動やたたかいと結んだ学習会や執筆、国会論戦などに山田理事長、佐々木事務局長をはじめ積極的に協力・共同してきました。中央では労働法制連絡会と均等法連絡会ができ、愛知でも労働法制連絡会ができ、広範な共同したとりくみがすすんでいます。

過密労働規制では、「現代労働負担研究会」と共同して、全国研究集会（横浜）研究会、運営委員会に関わってきました。その成果は、三菱電機、日立などの大企業での規制や実態調査、要求・政策として実現しています。

第7期では、夜勤規制のとりくみでは、これまでおこなってきたシンポ、懇談会、要求交流集会などの活動を受けて産別・職場の夜勤規制の要求と運動を交流しながら、愛知での夜勤規制の共同したとりくみを労働法制連絡会や関係する労働組合・団体と共同して全国的な運動とも連携して夜勤規制のために職場での夜勤協定などの規制と社会的規制・法制度化にむけてとりくみを強めます。

過密労働規制では、特に大企業関係の参加団体・労働者と専門家の協力をえて実態の解明と規制に向けた要求政策づくりを「現代労働負担研究会」とも共同してすすめ、11月15～16日（浜松）での研究集会の成功のためセンターとしても努力します。

また、「快適職場指針」「腰痛指針」「改正労安法」なども活用して、職場での規制をすすめ、さらに法的規制に向けた全国の運動と共同してゆきます。それに、全国と国際的な注目の「トヨタシステム」の超過密労働と連続2交代の実態と健康・労働・生活への影響や問題の解明を研究者の協力もえておこない、過密労働規制・交代勤務規制の要求と政策づくりをすすめます。

5、相談活動、110番活動

第6期は全国労働衛生週間の10月1～2日にかけて愛知健康センターとして

はじめて「いのちと健康110番」を開催しました。これは、マスコミの中日新聞、朝日新聞、赤旗に紹介記事が載り、多くの電話相談と面談での相談が続きました。

相談者は、山田理事長をはじめ、副理事長の水野弁護士、加藤医労連委員長、田淵名南ふれあい病院委員長と事務局・理事で対応をし、前後20件の相談がありました。相談内容は、長期出張での労働時間規制・健康管理、医療機関の投薬に対する疑問、企業の健康管理不備と在職死、病気の早期発見できない医療機関のあり方、在職死亡の要因の分析と克服の課題、健康アンケート調査項目内容の検討、愛労連交運部会の健康アンケートの分析内容、労災認定と保障問題などでした。

相談内容は、すべてそれぞれの専門の理事で対応し、今後継続する必要があるものは、関係者に引き継ぎ、この相談活動を今後のセンター活動に生かすことを確認しました。この相談活動や団体生命保険のとりくみを契機に日常的に相談活動が続いています。その内容は、職場の安全衛生活動、いのちと健康問題、夜勤・交替制、労働条件と過労死、労災・公務災害、団体生命保険などです。

また、愛労連労働相談110番、過労死弁護団の過労死110番と団体生命保険110番への協力も必要に応じて共同してすすめてきました。

第7期も全国労働衛生週間・労働安全週間などに「いのちと健康110番」を開催を計画して、愛労連労働相談110番、過労死弁護団の過労死110番と団体生命保険110番への協力していきます。また、相談活動記録をセンターとして記録整理していきます

さらに、今後の方向として相談窓口を健康センターだけでなく、労働組合事務所、地域労連事務所、弁護士事務所、医療機関などに広げ、相談員も、医師・医学者、弁護士、専門家、安全衛生活動家の協力ですすめることができるような協力体制・ネットワークの確立にむけて、関係団体と協力してすすめていけるよう検討します。

6、労働安全衛生・健康問題調査

第6期は愛労連交運部会（運輸一般、タクシー協議会、全動労、名港労協一全港湾、検数労連）の「労働と健康・生活に関するアンケート」（2,000人）のまとめと分析、今後の活用に山田理事長をはじめ、労働安全衛生専門委員会で協力してきました。

全国的には、愛知の参加団体も加わった運輸一般、自治労連、医労連の労働と健康、労働安全衛生のアンケート調査とまとめがあります。

第7期は愛労連交運部会のまとめ冊子の刊行とその活用にセンターとして協力してゆきます。また、全国調査をおこなった運輸一般、自治労連、医労連ではそ

の結果と内容を運動に活かせる協力をしてゆきます。

愛知の労働組合の労働安全衛生アンケート調査は、愛労連と参加団体労組と共同して、労働安全衛生活動の強化と結びつけるアンケート調査活動の準備を専門委員会を中心にはじめることにします。

また、「在職死亡ゼロ」をめざし、在職者死亡調査を資料がそろっている自治体職員、教員などで典型をつくりながら、センターで調査表をつくり、経験を広げ、参加団体全体とりくみにしていきます。そして、予防のための病気・検診結果の実行性ある対応や労働安全衛生体制の確立をめざします。

7、女性労働者健康問題のとりくみ

第6期は女子保護規定撤廃阻止の運動で夜勤と女性の健康問題での講演、執筆、国会論戦協力をセンターとしてすすめてきました。愛労連婦人協、参加団体労組の婦人部・女性部や新婦人職場班・地域支部との連携と共同も広がりました。

第7期は「働く女性健康問題」を愛労連婦人協や新婦人職場班などと共同して「いのちと健康を守る学校」を開催することと協力関係が広がった婦人・女性団体と共同して女性労働者の健康問題のとりくみ（懇談会、学習会、調査・アンケート活動など）をすすめていきます。

8、過労死認定闘争・労災・公務災害・職業病の認定闘争への支援・協力と団体生命保険のとりくみ

「名古屋過労死を考える家族の会」関係では、柏木さんは先に地裁で勝利しましたが、県基金支部が控訴をしたため高裁で係争中です。センターで署名協力活動をすすめてきた森下さんが岐阜地裁で画期的勝利判決を勝ち取りました。しかし、不当にも労働省・岐阜労働基準局・関労働基準監督署は控訴をし、現在名古屋高裁で係争中です。公正審理と控訴棄却を求めて現在署名活動を展開中です。

海外出張中の過労死認定を求めていた安保さんは控訴審で勝利判決を勝ち取り、労働省が上告断念したために勝利判決が確定しました。団体生命保険関係の木下さんも勝利判決を勝ち取り、判決が確定しました。この判決は団体生命保険のあり方を正すことにつながる内容です。

渡辺宣子さんと新井さんは最高裁へ上告中です。渡辺さんは5月に本人の意見陳述書が提出されました。松井さんは銀産労、愛労連、センターの証人採用要請署名で須田医師が採用され現在証人調べです。鈴木美穂さんは現在3つの裁判（過労死認定の行政訴訟、過労死させた企業責任を問う損害賠償請求と団体生命保険金の返還を求める民事訴訟）をたたかっています。支援する会を中心に活動を広めています。

また、家族の会・過労死弁護団の関係ではこれらを含めて20件近くのとりくみがあります。この間2件の労災認定がなされました。センターとして必要に応じた支援と共同を強めていきます。

全医労恵那病院支部の吉村公務災害はセンターとて専門性を生かした協力をし、全国的な署名活動をすすめて、現在人事院での不服審査申請の審理中です。また、CBC水谷労災認定のとりくみも関係団体と共同して支援・協力してゆきます。

過労死弁護団は過労死判決の「判例研究会」を発足させて、研究会継続させてきています。センターは山田理事長や理事の参加と必要な共同をすすめます。

故近藤理事の意志を受け継いで、妻弘子さんが団体生命保険の保険金受け取りを会社とする指定は無効、保険金の受取人は配偶者（遺族）であると会社住軽金と生命保険会社9社を相手に保険金請求権の確認を求め、団体生命保険のあり方を問う全国で初めての裁判をはじめました。関係者・関係団体が共同して支援する会を結成して全国的に運動を広げています。

団体生命保険の運動では、裁判をたたかっている鈴木美穂さん、近藤弘子さんと支援の会、家族の会、過労死弁護団と開示要求と本人同意のあり方を問題にして運動している、住軽金、大同、中電、トヨタ、トヨタ・グループ、石播などの大企業の労働者と共同して、この間「団体生命保険を考える集会」パート2、パート3の集会を大きく成功させてきました。これらの運動はマスコミや社会の大きな関心呼び起こし、NHKをはじめとする各テレビ局、朝日新聞をはじめとする各新聞社や週刊誌などの取材が殺到しています。また、団体生命保険に関する問い合わせ相談も全国から続いています。

また、労働組合のとりくみも新聞労連毎日新聞労組の社員の同意を得なかったことへの謝罪と団体保険会計の全面公開、新型保険は契約しない、弔慰金規定は会社の原資で上積み保障するなどの協定をかち取っています。しかし、大企業の多くは新型保険（総合福祉保険）が本人同意を一定明確にしたことに対して、「不同意のものだけ申し出よ」との対応をしています。情報の開示要求と本人同意の問題、団体生命保険は遺族保障であり、保険金は遺族のものという本来のあり方に正していく運動とそれぞれのたたかいをセンターも共同してすすめていきます。

福祉保育労の保母山田花子さんの腰背痛の労災認定にセンターとして、愛労連、名南労連と共同して取り組みを強め、認定をかち取りました。また、ほしぎき保育園の山田保母のけいわん・腰背痛の労災認定も新けいわん認定基準の学習会や必用な支援協力をすすめています。福祉保育労は、この取り組みを契機にして予防のための労働安全衛生活動の強化をセンターの協力をえてすすめようとしています。

労災認定、過労死や団体生命保険のとりくみでは、それぞれの関係者・関係団体と合わせて、センターと愛知争議団、国民救援会との協力・共同を県レベルで

すすめてゆきます。

9、いのちと健康ニュースとリーフ作成

「いのちと健康ニュース」は編集・事務局・発行体制と財政の関係で、第6期は2カ月に1回発行（16ページ基準）してきました。センター関係者に必要な参加団体の連絡や理事への情報・連絡はその都度行っています。

ニュースの内容は、いのちと健康を守る情勢と運動の情報、センター関係者・関係団体の紹介したい内容の再録、センター活動の案内、とりくみの紹介記事、理事会の内容のお知らせ、参加団体の活動紹介などです。

第7期は、現状の編集・発行体制をふまえて、今後の展望としては事務局と理事の共同責任体制で、発行は月1回基準、B4：2～8枚（B5：8～16ページ）で刊行します。内容は、現状の内容をふまえて参加団体・愛知・全国のいのちと健康をまもるとりくみ・労働安全衛生活動、労災・職業病認定などの運動の紹介、日経連・労働省・学会・ILO・WHOの動向、学習資料、センターだよりなどです。

センターの存在と活動を紹介するリーフは、第6期の総会時に作成して配布して、その都度必要な活用をしてきました。第7期はそれをさらに充実させてセンターの社会的存在のアピールと団体・個人の参加加入をすすめるために活用してゆきます。

10、専門家の協力・共同と研究会活動

第6期も専門家の方々とセンター活動をすすめていく上で必要に応じた協力・共同を講師、意見書作成、相談活動、懇談、研究会などですすめてきました。

第7期は、センター活動の発展のために医師・医学者、弁護士、研究者、社会保険労務士、ケースワーカーなどの専門家をセンターの専門委員として協力・共同、連携をすすめていけるネットワークをつくり・共同関係とさらに専門委員会をつくってゆく努力をすすめます。そのために、専門性を生かした調査・研究活動を「あいち職場の健康問題研究会」「愛知労働問題研究所」「現代労働負担研究会」「労働運動総合研究所」などとも協力してすすめていきます。

11、労働行政・他団体との交流

第6期は実現できなかったセンター活動の存在と労働行政のあり方、働くものの健康問題の共同について愛知労働基準局との懇談を早期に計画します。さらに、愛知県労働部、名古屋市市民局勤労福祉課、愛知県勤労者安全衛生研究センター

(「連合」)などと懇談・交流を検討してゆきます。

12、いのちと健康を守る地方センター・団体との協力・共同

第6期もいのちと健康を守る地方センター・関係地方組織団体と協力・共同、交流、資料情報交換をおこなってきました。7月には中央6団体共催で「いのちと健康を守る全国交流集会」開催され、「働くもののいのちと健康を守る全国安全センター(仮称)」設立に向けての論議もおこなわれます。第7期にセンターとしても全国センター結成に向けての協力・共同と各地方組織との協力・共同をいっそうすすめていきます。

13、新事務所移転・事務所独立による活動の発展と財政確立

新事務所と常駐体制維持とセンター活動の発展を支えるために、財政基盤の確立がどうしても必要です。第6期は出資金からの借り入れで対応しました。

第7期では、参加団体の口数引き上げの協力による財源確保とセンター新加盟の拡大(団体・個人)、事業活動の成功によって安定した財政確立ができるように努力します。

14、国際連帯・交流、国際活動

第6期は国際人権活動愛知県連絡会と共同して、国連要請団に故近藤理事が参加をして、「過労死問題の現状とその解決のために」(山田理事長)と団体生命保険問題を訴え、また、山田理事長をはじめ事務局でILOのアジア担当官とのアジアでの健康問題、労働安全衛生問題を論議・懇談しました。

山田理事長は専門の振動障害の国際会議、国際シンポのために内外の研究者との論議と研究を深めています。佐々木事務局長は、韓国で労働法制問題で激動する組合の関係者と懇談しました。加藤副議長は医労連の国際シンポや看護労働EU調査にも参加され国際的な視野と交流を深められました。

第7期は、9月にドイツでおこなわれる日独労働問題共同セミナーに山田理事長が健康問題についての報告と討論で参加予定です。全労連が計画しているアジア調査・交流に働くもの健康問題での共同を検討します。

また、全労連の国際シンポ、調査活動などつながりのあるEU(ドイツ、イタリア、スウェーデン、イギリスなど)、アジア(マレーシア、タイなど)、ILOとのいのちと健康や安全衛生問題での情報交換や交流をすすめていきます。

今後、労働安全衛生、働く者の健康問題での国際シンポや海外での調査旅行のとりくみを共同する団体と協議し準備を検討していきます。

第 7 期 の 役 員 紹 介

理 事 長	山田 信也 (医学者・健康問題研究会)
副 理 事 長	水野 幹男 (弁護士・自由法曹団) 加藤 瑠美子 (愛労連副議長・医労連委員長) 田淵 哲雄 (医師・民医連)
事 務 局 長	佐々木 昭三 (労働問題研究者・健康問題研究会)
事 務 局 次 長	伊藤 むつを (愛労連事務局次長) 原田 弘一 (事務所常駐担当・健康問題研究会) 宮崎 脩一 (健康問題研・愛高教)
理 事	石井 康弘 (全損保) 大野 美鈴 (教員・愛高教) 小川 洋 (運輸一般) 大池 昌平 (健康問題研・職自連) 樽松 佐一 (名勤生協) 佐久間 信司 (自由法曹団) 神藤 常晴 (国労愛知県支部) 鈴木 弘之 (医労連) 鈴木 美穂 (過労死を考える家族の会) 田中 洋行 (全港湾) 相馬 勝雄 (健康と家庭を守る会) 田中 義和 (愛高教) 西野 賑郎 (職自連・中電) 平田 真治 (名高教) 山崎 富紀雄 (名南労連) 吉川 正春 (名水労) 吉里 政治 (愛商連) 吉田 千秋 (福祉保育労) (自治労連) (建設一般) (新聞労連) (全国一般) (JMIU) (中センター) (一宮労連)
理 事 ・ 監 事	鈴木 利往 (健康問題研・名高教)

申 し 合 わ せ 事 項

(下線は変更部分)

1. このセンターは、愛知働くもののいのちと健康を守るセンター (略称：愛知働くものの健康センター) という。英訳は、
AICHI WORKER'S CENTER FOR HEALTH
とする。
2. このセンターは働くもののいのちと健康を守るとりくみをすすめることを目的とし、この目的に賛同する団体・個人で構成する。
この目的実現のため、92年8月30日決定した「愛知健康センターの事業内容の構想」と95年7月29日に基本を確定し、97年7月26日に決定した「愛知働くものの健康センター事業・活動計画」にもとづいて活動をすすめる。
3. 総会を年1回開催する。参加団体代表者会議を必要に応じて開催する。
4. このセンターは参加団体と個人より役員を選出する。役員は理事長、副理事長、事務局長、事務局次長、理事、監事とし、役員で理事会を構成する。理事長はセンターを代表し、理事会は事業計画および事業内容の構想を具体化し、センターの運営をおこなう。日常業務の遂行のために理事会のもとに事務局 (理事若干名および事務局員で構成) および専門委員会をおく。事務局員および専門委員は理事会が推薦する。事務局長は、総会・理事会の決定にもとづき日常業務に責任を負う。副理事長は理事長を補佐し、事務局次長は事務局長を補佐する。
5. このセンターの財政は、会費・寄付金などでまかない、会費は団体1口月額500円で2口以上、4口を基準、個人は1口とする。

「働くもののいのちと健康を守る」 学習交流集会 ニュース

1997・8・20

<発行> 6団体共同発行

「全国センター」を展望して、 熱心に交流と討論をおこなう

7月13～14日の二日間、静岡県熱海市のホテル「水葉亭」で開催された「働くもののいのちと健康を守る活動」学習交流集会には、過労死や労災職業病を出さない職場づくりをめざした活動を強めたい、全国センターの結成にむけた準備を一步すすめたい、と全国各地（28県）から93団体・144名の仲間が参加しました。

今回の集会は、全労連・全日本民医連・全国労災職業病対策実行委員会・日本国民救援会・東京地評・東京労連の共催6団体、過労死弁護団・じん肺弁護団・労働総研の協賛3団体が催したもので、昨年6月の「地方組織の活動交流集会」、今年2月の「活動家養成講座」など共同した取り組みの積み重ねのうえに開かれました。とくに今回は、全国センター結成にむけた意見交換をおこなうことが中心テーマにすえられました。

集会は、東京地評・永村氏の開会あいさつで始まり、全日本民医連・前田、東京労連・辻内両氏を議長団に選び、協賛3団体代表を紹介したあと、集会を進行しました。

「健康問題と労働」と題する日本体育大学・健康科学の櫻井忠義教授の「講演」（2頁）があり、続いて共催6団体を代表して全労連の池田寛企画局長が「問題提起」（3頁）をおこないました。



この問題提起では、今秋の「全国センター準備会」発足をめざしての活動が強調され、討議がよびかけられました。

先進的な闘いと活動の経験に学ぶため12団体から「特別報告」（4頁）をうけ、このあと五つの「分散会」に分かれて翌日午前まで職場の実態や運動の交流と討論を深めました。最後の全体会では、各分散会代表の報告・発言のあと、全国センター問題のフリートークでは愛知・神奈川・千葉・東京が発言。これら分散会と全体会の意見を集約した「まとめ」があり、最後に、「出された貴重な経験を全体の宝とし、全国センターの結成を広く大きくよびかけていこう」との開会あいさつで、集会をしめくくりました。

求められている活動の強化 と「全国センター」の結成

問題提起

全労連・企画局長 池田 寛

共催6団体・協賛3団体によるこれまでの取り組みの経過をふりかえりながら、今回の学習交流集会の目的にふれ、当面の課題と取り組み、とくに「全国センター」の結成にむけた具体的な問題提起をおこないました。



さまざまな共同のつみ重ね



1993年以来、共催・協賛団体は過労死や労災認定の改善を求める闘い、過労死じん肺などの認定・裁判闘争、集会・行動等で共同の運動を強めてきたこと、昨年6月に開催した「地方組織の活動交流集会」の意見交換で出された「全国センター」に対する強い期待を受けて、12月には共催6団体で「全国センター」の発足・設立をめざしての取り組みやセンターの役割などについての検討をおこない、各団体の組織内討議もすすめてきたことを報告。さらに今年2月には共同をすすめる立場から「活動家養成講座」を開き、この到達点に立って今回の集会在開催されていると述べ、次の四点の目的にふれて集会の意義づけをおこないました。

- (1)活動を交流し、運動強化のための教訓を明らかにすること。
- (2)活動家の養成をはかり、各団体・組合の活動強化をはかること。
- (3)共催・協賛団体の共同、協力関係を強化すること。
- (4)「全国センター」結成にむけての意見交換をおこなうこと。



「準備会」の今秋発足を!



続いて6団体の活動を紹介し、さらにきびしい労働実態や闘いの前進にふれながら、いのちと健康を守る活動の重要性について述べ、当面する課題として五点をあげ、その具体的な取り組みを提起しました。このなかで、「全国センター」の準備会を今秋（遅くとも年内）に発足させることを提起し、具体的な活動として次の点を提案しました。

- (1)準備会を発足させる前の早い時期から「ニュース」を発行し、取り組みを広げたいので、情報を集中してほしい。
- (2)関係する広範な団体への働きかけ、学者・研究者・医師・弁護士等専門家との話し合い、などをすすめていく。
- (3)準備会発足にあたって体制（専従者）、事務所、財政等をどうするのか、具体的に検討をはじめたい。
- (4)準備会のなかで、設立趣旨・規約・体制・財政等の検討をすすめ、1998年中に結成できるよう準備をすすめていきたい。

<過労死をなくし、いのちと健康を守る>

家族の会など裁判予定 (傍聴で支援をお願いします)
名古屋地裁 11階 1101・2法廷 (052)203-1611

10月14日(火)	10時	森下(名古屋高裁)(1003号)
	13時30分	柏木(名古屋高裁)(1001号)
17日(金)	10時30分	松井(証人・須田医師・反対)
20日(月)	10時15分	鈴木美穂(団体生命)
27日(月)	13時15分	近藤(団体生命)
	13時45分	川本(住軽金・団体生命)
11月5日(水)	10時30分	鈴木明男(住軽金強制出向無効裁判)
12日(水)	13時30分	鈴木美穂(行政・証人)
26日(水)	13時30分	鈴木美穂(損害・証人)
12月1日(月)	13時	近藤(団体生命)

名古屋過労死を考える家族の会 より

第一回日本労働弁護団賞
受賞 水野幹男弁護士

日本労働弁護団は、今年結成四〇周年を記念して、「わが国における労働者の権利確立のために格段の功績のあった者の活動を顕彰する」ために、日本労働弁護団賞を本年度から創設されたものです。

その第一回目を、水野幹男弁護士が受賞されました。この表彰は、団体定期保険により「従業員の死を利用して、企業が多額の保険金を利得することが放置されている、企業は従業員の労働安全衛生に消極的になり過労死はなくならない」ということで、水野弁護士の活動は「保険制度を利用した『企業犯罪』に光をあてただけでなく、労働安全衛生面における労働者の権利確立のために多大な寄与をされた」として意義ある受賞です。

私たちも、働くものの立場でご活躍されている水野弁護士や他弁護士の方々に、深く敬意を表するとともに、今後の活動とご尽力をお願いし、この度の受賞を心よりお祝い申し上げます。

11/21(金) 勤労感謝の日を前に過労死統一
要請行動に力強く参加しよう
「直接、その場で、その声で訴えを!!」

午前10時半から正午まで「過労死家族の会」と
「過労死弁護団」の関係当局交渉、正午から1時まで
労働省前宣伝行動をおこない、そのあと
「過労死家族の会全国総会・交流会」開催
(午後2時～5時まで、中央大学駿河台記念会館)

日時: 11月21日(金) 午後6時～9時
会場: 東京お茶の水・ 総評会館ホール
主催: 「過労死を考えるつどい」実行委員会
協賛: 過労死弁護団全国連絡会議

開会あいさつ
遺族の紹介 訴え/関係当局交渉の報告/特別報告
パネル討論「過労死この1年の成果と今後の課題」(観)
(被災者の同僚/医師/弁護士/家族など)
記念講演「過労死への行政の対応を斬る」(観)
提言「過労死の救済と防止のために」(観)採択
閉会あいさつ
「なくせ過労死実行委員会」(東京地評内)

センターだより

全国労働衛生週間の初日 10月1日(水) 午前10時～午後8時
<いのちと健康110番>を開催します。

仕事と健康、仕事と病気・けが、職場の労働安全衛生、過労死、メンタルヘルス(精神の健康)など、山田信也理事長(名大名誉教授)をはじめ、センターの三役・理事が、電話・FAX・面談にて相談にのります。

電話・FAX 052(883)6966・(883)6983

労安学校(愛労連主催:センター協力)開催日程決まる

11月29日(土)午後1時30分～30日(日)正午

内容:職場の労働安全衛生活動、メンタルヘルス・ケアなどの講義と活動報告・経験交流、相談コーナー、文化行事など愛労連とも相談しながら準備をすすめています。ご要望内容あればお知らせ下さい。

労働安全衛生活動交流集会(愛労連主催:センター協力)は98年5月下旬～6月上旬、1日集会以準備中です。

労働安全衛生実践マニュアルづくりは「健康診断チェック」「改正労安法と快適職場指針の活用方法」「職場における労安活動の手引き」の柱で、専門委員会と理事会で論議しながら作業をすすめています。ご意見などお寄せ下さい。

いのちと健康を守る地域でのとりくみ

- 名古屋港地域では、「いのちと健康を守る港大集会」(98年3月8日)に向けて、港の3大人権裁判を題材とした「希求座」公演『勇気ある労働者の決断』と集会準備の実行委員会の活動がすすめられています。また、10月下旬には、港湾労災防止協会との懇談や港の職場見学と交流なども準備をすすめています。
- 一宮地域では「団体定期保険シンポジウム」パート4が開催されました。第1回日本労働弁護団賞を授賞された水野幹男弁護士の基調講演と鈴木過労死裁判での住友電設の団体定期保険のとりくみ、住友軽金属の団体定期保険での運動の報告と三菱電機などの開示要求運動の発言などで充実したシンポとなりました。
- 東三河地域では、秋の労働講座(豊橋)の中で、労働安全衛生法の学習を行うことになり、「働くものの健康と労働安全衛生法」(山田理事長)(10月28日と29日夜)、「いのちと健康を守る労働安全衛生活動」(佐々木事務局長・11月4日と5日夜)が開かれます。

全国のとりくみでは、中央6団体主催「全国交流集会」(11月8～9日・熱海)「現代労働負担研究集会」(11月15～16日・浜松)開催です。